

行政院及所屬各機關出國報告
(出國類別：考察)

赴日本、韓國考察有線電視發展現況 出國報告

服務機關：行政院新聞局
出國人職稱及姓名：副處長何乃麒
 稽查員蘇柏彰
出國地點：日本、韓國
出國期間：91年11月20日
 至11月27日
報告日期：92年02月26日

系統識別號:C09201662

公 務 出 國 報 告 提 要

頁數: 23 含附件: 否

報告名稱:

赴日本、韓國考察有線電視發展現況出國報告

主辦機關:

行政院新聞局

聯絡人／電話:

/

出國人員:

何乃麒 行政院新聞局 廣播電視事業處 副處長
蘇伯彰 行政院新聞局 廣播電視事業處 約聘人員

出國類別: 考察

出國地區: 日本 韓國

出國期間: 民國 91 年 11 月 20 日 - 民國 91 年 11 月 27 日

報告日期: 民國 92 年 02 月 26 日

分類號/目: C5／大眾傳播 A0／綜合（行政類）

關鍵詞: 有線電視發展現況

內容摘要: 日本韓國有線電視發展及數位化情形及結論建議及心得

本文電子檔已上傳至出國報告資訊網

目錄

壹、目的第 2 頁
貳、行程紀要第 3 頁
參、日本有線電視之發展及數位化情形第 4 頁
肆、韓國有線電視之發展及數位化情形第 10 頁
伍、結論與建議第 18 頁
陸、心得第 21 頁
柒、參考書目第 22 頁
捌、附錄第 23 頁

壹、 目的

近年科技進步神速，廣播電視事業已慢慢由類比轉數位化發展，有線電視之纜線因不止侷限於單純傳送節目訊號而已，更可以裝載其他訊號而作為其他附加用途，是以各國政府及業者無不積極研發各種規格及措施，以充份利用資源創造無限商機，我國有線電視普及率雖已達 78%，但服務型態長期停留在「繳費固定、收視內容固定」之階段，且新興媒體如中華電信推出以網路技術提供視訊服務的MOD(Media on Demand)、年代電通公司所推出的IDTV(Interactive Digital TV)互動衛星網路電視服務，已均可提供有線廣播電視節目服務，是以有線廣播電視業者已面臨跨業經營及因應數位化衝擊之課題。

南韓寬頻普及率已達 54%，其近年快速竄升之表現已成各國研究之對象，日本數位化科技發展居於全球之冠，其廣播媒體發達及光纖到家計畫，足為各國仿效，該二國政府及有線電視業者亦同樣面臨與我國相同之產業問題，復加其文化、地理、經濟發展與我國類似，其對於有線廣播電視與電信事業互跨經營之管理機制、法令設置及數位化推廣模式、時程、標準等經驗極具我國參考價值。

行政院「挑戰 2008—國家發展重點計畫」中之「數位台灣計劃」，預訂六年內達到六百萬戶寬頻到家之目標，打造台灣成為亞洲最 e 化之國家。「有線廣播電視事業發展基金」係依有線廣播電視法第五十三條第一項規定，徵收有線電視業者營業額百分之一為基金來源，為增進國民收視權益、促進有線廣播電視普及發展之目的所成立，為營造有線電視數位寬頻願景及數位台灣環境，促進產業升級，有線廣播電視事業發展基金實有責任考察其他國家有線電視發展情形，以為本國制定政策及推廣相關業務之參考。

貳、行程紀要

日期	拜訪機關	訪視人物
91年11月20日	搭機至日本東京	
11月21日	JCTV有線電視公司	社長小林勇
	日本有線電視聯盟	專務理事清水卓
11月22日	NHK放送文化研究所	所長二宮文彥
11月23日	例假日	
11月24日	自日本搭機抵韓國漢城	
11月25日	HANARO通訊公司	海外部次長 Mr.Hong Kee-Bum
	HAO有線電視公司	本部長 Mr.Yu Gak-Hee
	南韓有線電視協會	副會長 Mr.Kim Yung-Jung
11月26日	情報通訊部有線電視科	科長 Mr.Lee Jac-Hong 事務官 Mr.Cho Yun-Ku
	放送委員會行政局政策 第一部	部長 Mr.Baek Yu-Mi
11月27日	搭機返回台北	

參、 日本有線電視之發展及數位化情形

一、日本有線電視發展史

1953年	無線電視台開播。
1955年	社區共同天線（初期有線電視）開始出現。
1963年	播送自製節目的共同天線公司開始轉播。
1968年	因微波易受大樓干擾，共同天線於東京開始發展，但於二週後被禁止。
1970年	合法社區共同天線於山梨縣甲府市開播。
1972年	「有線放送法」成立。
1983年	多頻道有線電視公司正式提供服務。
1985年	衛星廣播正式開播。
1987年	結合衛星廣播與地面有線電視節目之都市型有線電視公司開播。
1989年	民間發射通訊衛星。
1991年	高畫質電視（HDTV）正式開播。
1995年	修正「有線放送法」，放寬有線電視業者須在營業所在地集資50%之限制，多重系統經營者MSO（Multiple System Operator）出現。
1996年	有線電視業者建置750MHz寬頻網路，並經營網際網路業務。
1997年	有線電視兼營廣播業務。
1997年	有線電視經營電話服務。
2000年	無線電視數位化訊號開始播送。
2001年	I P 電話開始營運。

二、日本有線電視現況

項目：

人口數	1 27,290,000人
電視收視戶數	46,780,000戶
無線廣播電視公司	6家
有線電視公司家數	517家
有線電視收視戶數	13,030,000戶 (27.9%)
機上盒裝置戶數	4,780,000戶

機上盒裝置率	36%
提供頻道數	120
有線電視事業總收入	3,226,660,000美元
每戶每年收視費	248美元
電視事業收入	2,268,330,000美元
電信事業收入	958,330,000美元
每戶每年電信費用	833美元
利用有線電視上網戶數	1,620,000戶
ADSL用戶數	3,300,000戶
直播衛星收視戶數	14,670,000戶
幹線長度	150,000公里
光纖長度	47,000公里

三、日本有線電視業者之種類、家數及訂戶數

類別	家數	戶數	比率
純粹民間公司	74	2050000	15.8%
第三類公司	240	9390000	72.2%
地方政府	115	270000	2.1%
其他	88	1310000	9.9%
總計	517	13030000	

日本有線電視公司依設立者可區分為純粹民間公司、第三類公司、地方政府及其他四種，因該國廣播媒介種類繁多且暢通，例如：地面微波服務、廣播衛星服務、網際網路等，另因有線電視費用頗高，所以有線廣播電視公司大多位於無線電波易受干擾之山區或可負擔高收視費用之都市精華區，故日本有線電視之普及率僅有27.9%。

因日本有線電視主要功能在於改善收視不良狀況，所以在四種類別中，以經營山區之第三類公司比例較高，該類公司因有地方政府入股之原因，除可以監督該類公司之營運狀況外，更可使該地區民眾感受到政府對於資訊普及之重視。

另對於民間公司不願投資的偏遠地區，則由地方政府經營，因該類公司的服務之對象可能僅是某為數五百人之村莊，故呈現家數雖多但訂戶數極少之現象。

四、收費限制

因為日本可替代性之媒體眾多，民眾可經由多種管道取得資訊，無資訊壟斷之虞，復又因有線電視非位於媒體產業之主導地位，又無經營區限制且訂戶比例不高，故對於視訊費用政府並無管制，由經濟市場自行決定。

五、經營區劃分

原對於有線電視產業亦有經營區之限制，後發現此項措施將導致有線電視市場一區一家現象，使偏遠地區消費者無選擇餘地，產生相當大的糾紛，故自1977年已取消經營區限制，惟因該國地域廣闊網路建設成本極高、衛星廣播資訊暢通及收視費用頗高，使訂戶並不普及以致有線電視產業仍未居於媒體領導地位。

六、跨業部分

該國有線電視公司早於1997年已跨業兼營廣播及電話服務，另2002年已通過電氣通信役務利用放送法，該法已允許電信業者可跨業經營有線電視業務，目前已有電信業者NTT公司及第二類電信業者YOOBB公司提供類似中華電信公司之MOD（隨選視訊）服務。

七、數位化現況

(一) 發展時程：

2000年 12月 無線廣播電視數位化開播

2001年 12月 部分地區(東京、大阪、名古屋)有線電視公司開始播放數位訊號。惟欲收視數位化訊號需購置數位電視或裝置機上盒，現行該等產品之費用仍高，一般民眾無購買意願，故數位訊號之訂戶極少。

2006年 預計全面數位化開始，因全面數位訊號需有數位電視方能顯現其高畫質高音質的特性，故須將現有類比電視全面置換為數位電視，惟此舉將造成民眾配合意願低落之問題，故恐怕難以如期施行。

(二) 採用標準：自行研發標準，非採國際較通用之歐洲規格或美國規格。

(三) 數位化訊號之特徵：

1、高畫質、高音質

畫質可達HDTV之標準，音質可達CD之標準，將大幅提升收視品質。

2、可傳載更多的節目頻道

一個類比頻道可藉由壓縮技術轉化成六個數位頻道，因為頻道數量增加，致傳播內容更可多元化並兼具地區性，使有線電視達到分眾傳播之目的，成為真正區域媒體。

3、穩定的訊號品質

因為訊號已數位化復加上透過光纖網路，可降低訊號傳送的雜訊比例，因而提高傳輸品質而達到畫質HDTV化、音質CD化之標準。

4、提供通訊及網際網路之服務

有線電視網路數位化後，使得網路傳載量大增，除原有的節目訊號外，更可以提供多餘頻寬予電信通訊及網際網路使用，以提供更多元的服務。

5、提供個人化服務

因數位化後，可使系統頭端與其他資訊單位之頭端連結，成為一個提供資訊的總樞紐，除了可以提供分組付費、付費頻道、計次付費節目等節目服務之外，更可以提供個人化服務包括：金融服務、娛樂服務、生活休閒、購物服務、電視音樂服務、交通資訊服務等等。

(四) 推廣數位化之困難點

1、成本問題：

不論廣播衛星、通訊衛星、微波廣播等等傳播媒體的數位化因需投資相當多的成本，故數位化後勢必導致收費增加而造成訂戶數無法增加的情況，一般估計必須達到普及率20%的經濟規模，方有可能推展數位化。且數位化後是否可以增加收益及回收投資成本尚難預估。

2、民眾配合度及推廣問題：

數位化後雖業者可以提供多元化服務如分組付費、付費頻道等，亦可提供通訊服務，如 I P 電話、網際網路等服務，惟若要真正發揮數位訊號之功能，尚須有足夠誘因，使民眾購買數位電視而汰換原有類比電視，故當務之急須將數位化的優點週知民眾，而推廣重點在於：頻道內容優質化、高畫質高音質的傳輸效果、費用問題的解決。

3、規模的落差，將造成無法全面數位化

有線電視業者因營運區域的大小、資金高低、訂戶數等不同，而造成規模的落差，因此在許多鄉鎮的小型有線電視業者，因經濟規模的因素，致無法推動數位化。

有無數位化業者之營業收益比較如下表：

	無數位化業者	有數位化業者
資金	5.9億日幣	18億日幣
營業收益	4.9億日幣	15.1億日幣
經營區戶數	30600戶	151500戶
訂戶數	11700戶	67400戶
裝置機上盒戶數	3900戶	24600戶

八、普及政策：

(一) 偏遠地區由地方政府經營有線電視。

(二) 政府補助：2002年共補助美金8.8億元。

1、經費來源：原國營 NTT 電信公司改制民營時之釋股金。

2、補助政策：

(1) 中央補助：對象是偏遠地區鄉村型有線電視業者，都市型的有線電視業者因位於精華地區，故不需補助。

(2) 各部會補助：

A 郵政省：補助有線電視至未鋪設地區建設、有線電視網路設備提昇、學校醫療機關網路建設、提供低利融資、提供無息融資。

B 農水省：對於農村地區建造有線電視網路予以補

助，以提升農村資訊普及度。

C自治省：對於偏遠地區建造有線電視網路提供免息補助。以改善資訊落差，降低業者資本負擔，活用資金調度擴展事業。

九、未來發展：

目前既有的DSL與Cable Modem等寬頻技術，僅能提供之傳輸速度多為數百Kbps至1.5Mbps，無法滿足民眾想要同時享受多媒體的需求問題，日本於2002年寬頻用戶已達386萬戶，顯見該市場之龐大及其未來發展效力。

光纖網路具有上傳下載頻寬對稱、頻寬大小不受限制及網路管理單純等優點，因此未來安裝簡單、功能強大且能傳輸巨大頻寬的光纖網路，將可能取代現有HFC網路成為新一代網路標準。

日本政府正大力推動所謂光纖到家（Fiber to the Home）市場，並有多數事業如：NTT、Usen、東京電力、九州電力等公司已提供該類服務，目前該等公司是以擴建光纖網路、建立共通平台與提供應用服務著手，並與電器事業、娛樂事業、節目頻道事業合作，期以提供互動式電子商務、豐富遊戲服務、多元有線電視節目使該市場迅速成長，以跨入娛樂與商務大餅。

肆、韓國有線電視之發展及數位化情形

一、有線電視業者現況

原有線電視產業由系統經營者(SO, System Operator)、節目供應者(PP, Program Provider)、網路供應者(NO, Network Operator)，此三種業者不可互跨經營。惟如此限制，造成該產業規模過小，及外資不願投入之狀況，故於2000年3月已允許該三者業者可以互跨經營，因此該產業目前大多以MSO(Multiple System Operator)、MPP(Multiple Program Provider)、MSP(Multiple System Operator and Program Provider)的經營方式經營。另對於經濟規模或工程技術尚未達到有線電視公司標準之有線系統稱為RO(Relay Operators)，該類公司其經營區域內若已有有線電視公司營運時，則僅可轉播無線電視台之節目(類似我共同天線業者)，若無則可播放一般有線電視節目。

有線電視業者家數及經營項目如下表：

分類	公司家數	經營項目
SO	108家	傳送一般有線電視節目
PP	190家	製作和分配電視節目
NO	179家	佈建和租賃傳輸網路
RO	815家	視經營區限制轉送無線電視節目、衛星電視節目和錄影帶節目。

(一) 系統經營者：System Operators(SO)

韓國共有108家系統經營者，共區分為三級，一級53家、二級24家、三級31家。提供之電視節目頻道數目為43個至110個之間，平均每家公司提供之頻道數目約69個，約有88%的業者會傳送3至5個外國衛星節目，例如：較受歡迎的頻道Star

Sports、NHK、World Premium、CNN等等。系統經營者必須提供四個以上的節目頻道分組產品，包含：經濟型、基本型等，供消費者選擇，而且這些組合產品必須送請放送委員會審核。另對於經濟規模或工程技術尚未達到有線電視公司標準之有線系統稱為RO (Relay Operators)，該類公司大多於較偏遠山區經營，若經營區域內已有有線電視公司營運時，則僅可轉播無線電視台之節目，否則可播放一般有線電視節目。

（二）節目供應者：Program Providers(PP)

有線電視節目供應事業是須註冊登記之事業，在2000年5月有44公司經審核通過，成為節目供應公司，該等公司可以製作節目頻道提供予有線電視公司、衛星公司、無線電視公司使用。2001年，除製作購物頻道外，新成立的節目頻道都必須申請執照。2002年06月，已核准超過190個有線電視節目頻道及7個音樂頻道。大部分的頻道集中在大眾通俗性內容上，另有24個頻道為電影頻道。此外，購物頻道亦受大眾喜愛，該類頻道之收視率高居各類頻道之冠。

（三）網路供應者：Network Operators(NO)

原法令限制系統經營者不可自行建構網路，故均由Korea Telecom (KT) 和Korea Electric Power Corporation (KEPCO) 等電信公司建造有線廣播電視網路。所以超過90%的有線電視網路是被建造在電信公司服務之地區。1999年修法後，系統經營者已經被允許去擁有自己的網路，2001年03月有線電視網路之佈線涵蓋率已達60.2%，且網路頻寬已增至850MHZ。

二、目前家戶數及訂戶數

目前全國家戶數共約有1500萬，其中系統經營者之訂戶約有5,948,374戶，播送系統(RO)之訂戶亦約有500萬戶，合計全國有線電視系統共有一千萬訂戶，約佔總戶數之70%。

三、收費限制

韓國政府對於收視費用採取相當嚴格之管制，除訂定收費上限為18500韓圜(約616新臺幣)外，另系統經營者每年亦須

向放送委員會申報收視費用，該收費上限已延用八年均未調整過，另一般收視費共分基本級、經濟級、普通級及付費頻道等四種，且放送委員會規定基本級必須包含無線電視台節目、三個以上之報導性節目頻道、三個以上之宗教性節目頻道。

各級收費概況如下表：

級次	節目頻道數	價格
基本級	20-30	4000韓圜（約133新臺幣）
經濟級	40-50	6000-8000韓圜（約200-266新臺幣）
普通級	60-70	15000韓圜（約500新臺幣）
付費頻道	1	500-700韓圜（約16-23新臺幣）

四、經營區劃分

全國共劃分為七十七個經營區，原限制一區僅能有一家系統經營者，於2001年放寬為一區二家系統經營者，惟限制同一系統經營者不可同時經營三個以上區域，目前共有三十三個經營區為一區二家系統經營者之狀況。

五、管理單位

該國將有線電視產業管理區分二種，節目頻道內容及費用管理，由非政府機構之放送委員會管理及制定，該委員會雖由學者專家所組成，但卻擁有處分權限，且法定有線電視業者須繳交營業額百分之六為該委員會經費，惟因目前業者均未回收投資成本，故至今尚未開徵此經費。另技術管理部分，則由政府機構之情報通訊部負責，如制定通訊標準、工程管理規則、數位化時程等等，另因科技進步，使產業可互跨經營。由於管理單位眾多，易形成溝通問題造成管理疏漏，故該國有意將內容管理及科技管理由單一機構統籌管理，以增加行政效率。

六、節目頻道之審查及限制

公益性節目必須事先送請放送委員會審查，商業性節目如購物頻道等只須由系統經營者間達成協議並送放送委員會報備後即可播放，並限制系統經營者提供之境外頻道數不可超過頻道總數之十分之一，以維護本土文化及保護本國頻道供應者。

七、跨業部份

目前已有KT、KOREANA等四家電信公司於2002年7月開始提供隨選視訊服務(Video On Demand)，但因電信公司提供之節目內容及消費方式與有線電視不同，且須經購買機上盒方能於電視上收視，故目前訂戶數不多。另有線電視系統經營者可跨行提供網際網路之電信服務，據統計全國約有300萬戶經由有線電視網路上網，約佔全國寬頻上網總戶數之百分之三十，且該項業務收入已佔系統經營者總營業收入之百分五十。

八、外資比例限制

2002年07月12日韓國政府宣佈計劃成為「東北亞營運中心」後，放送委員會就準備放寬傳播業的投資門檻。該會計劃修訂傳播法以增加系統經營者及節目供應者之外國人的股份從目前的33%提昇至49%。如此仍可顧及衛星廣播業的獨占性商業性，而使本國人掌握系統之主導權。預期國會將會通過此項修法作業。因此外國資金投資有線電視產業將會激增，以增強有線電視產業之競爭力。

九、補助政策

- (一) 成立「放送發展基金」：成立該基金來協助有線電視產業發展及提昇普及率，該基金係以徵收無線電視廣告收入之百分之五點五及有線電視廣告專用頻道營利之百分之十五為基金來源，目前已分別撥款一百五十億及七十億韓圜予系統經營者及節目供應者以補助其數位化。
- (二) 其相關事業贊助：因無線廣播事業營利豐富，故政府僅給予四百億韓圜予以融資，相關家電產業為使電視公司播放高水準之節目，以吸引民眾購置數位電視，所以常常贊助電視公司製作節目。例如LG家電公司已補助二十五億韓圜予電視公司。

十、數位化情形

- (一) 發展時程

1990年 政府已經認知數位化廣播之發展性，並主動準備數位服務。

2001年 開始在首都進行試播地面數位廣播訊號。
 2002年03月由skylife公司開始提供數位衛星廣播服務。
 2002年10月有線電視數位訊號開始播送。
 2003年 地面廣播全面數位化。
 2004年 衛星廣播全面數位化。
 2005年 全國完全轉換成HDTV系統。
 2010年 95%電視將轉換為數位電視，類比電視停止使用

數位廣播傳輸預訂表

媒體	標準建立	試驗期	商業化
地面電視廣播	1997	2000.08	2001.10
衛星廣播	1996	1996	2002.03
有線電視	2001	2001	2002末
地面廣播DAB	2002	2003	2003
衛星廣播DAB	2003	2004	2004

DAB (digital audio broadcasting)

(二) 採用標準

數位廣播之標準表

	DTV標準	Datacast 標準
地面數位	ATSC	ATSC-DASE
衛星數位	DVB-S	DVB-MHP
有線電視數位	Open Cable	OCAP

該國有線電視數位傳輸採OPEN CABLE標準，此標準由北美地區有線電視業者所組成的CableLabs (Cable Television Laboratories) 於1997年9月所發展，該標準可使有線電視網路達成提供隨選視訊、高畫質數位電視、互動式電視、網際網路、電話服務、視訊會議之服務目標。

(三) 數位衛星電視和數位有線電視產業之政策方向

1、數位衛星電視政策方向

(1) 發展時程

1993年 情報通訊部決定使用數位科技傳輸衛星廣播節目。

1995年 Korea telecom發射Mugungwha-1衛星提供廣播服務。

1996年 數位衛星廣播標準建立。

2001年11月情報通訊部發給數位衛星執照予Skylife公司。

2002年03月Skylife公司提供之節目頻道超過144個（86個電視頻道、60個聲音頻道），該公司計畫使用歐規（DVB-MHP）標準提供資料傳輸服務。

(2) 政府在準備數位衛星傳播之角色：

- A、主動快速決定複雜的傳輸標準，使業者有所遵循。
- B、發展各種適用歐規DVB-MHP標準之產品，使該標準商業化。
- C、組織一個由衛星廣播事業者共同籌設之歐規DVB-MHP標準之測試中心，並由政府提供一個數位衛星傳播之HDTV頻道以供測試。

2、數位有線電視政策方向

1999年成立數位有線電視公司研究團體，並引進數位有線電視系統技術及研究相關政策方向，經仔細比較和測試Open Cable、DVB-C、ISDB-C等三種有線電視數位標準後，決定選擇Open Cable為標準。

相較於無線電視必須提供公平、全體一致服務之特性，有線電視較偏向商業服務模式，因此須快速轉變為數位化，方能提供多元化服務，增加有線電視業者經營實力，惟因購置數位設備須龐大資本，預估一系統經營者頭端數位化後，需花費六十四億韓圜（約二億一千萬台幣），若每系統均裝置數位設備，不僅系統業者無法負擔亦造成資源重複建置之浪費情形，故韓國有線電視協會正推動由系統業者和網路業者組成Digital Operator Center (DMC) 共同合作發展有線電視數位化，並使用共同數位頭端訊號，如此僅需建置三個數位頭端即可供應全國有線電視系統使用，惟此作法尚須經修法作業以確定DMC之定位，故此政策尚未明確。

(四) 政府如何推廣廣播數位化時代

為加快轉化為數位廣播之過渡時期，韓國政府計劃經由科技發展、標準化過程、教育和政治活動去推廣與支持這個活動。

1、發展科技和培育人才

政府提供一百萬美金去建立研究和發展下一代的數位廣播科技，包含互動科技、無線編輯科技和T-commerce科技。另為了人類智慧發展，政府計劃在大學成立「digital broadcast research centers」，去教育和培養這個領域的專家。

2、舉辦提昇數位化活動

韓國政府利用2002年世界杯足球賽和2002年亞洲杯足球賽之機會，將數位廣播中心建立於體育場旁，並藉由300吋的電視向韓國人民和外國遊客展示數位化服務的優點，以達到推廣目的。

3、建立數位化服務推廣網站

於網際網路上建立數位化服務網站，該網站將提供關於數位電視的資訊，例如HDTV節目表、如何收取HDTV節目、數位電視之優點，促使眾多網友可輕易接觸數位化資訊及接受數位化知識，並期待對新事務較易接受之網友，能成為傳播種子，將此資訊傳遞予家人與朋友，使接受民眾能成倍數增加。

4、增加數位電視訂戶

積極輔導製造商推出低價位的數位電視，今年將推出一台一千元美金的數位電視，預計最少銷售一百萬台數位電視，期望藉此降低民眾購置數位電視之門檻，增加數位訊號訂戶之普及率。

5、協助業者度過過渡時期

裝置數位化設備之成本頗高，為協助和鼓勵業者購置數位化機具，韓國政府計劃降低數位化裝備之進口關稅，以減輕業者負擔，促進產業升級。

十一、未來發展

韓國政府預計於2004年投入6100億韓圜發展數位化內容

產業，並積極開發數位技術、推動數位標準、改善商業環境、設置數位內容製作中心、培育製作數位內容人才、進軍國際市場等以強化數位化產業，該國數位內容產業之推動目標如下表：

長程目標	<p>建設韓國成為頂尖數位內容國家 方法： 1 集中培育數位內容產業，並儘速進入數位內容先進國家 2 轉型成為數位內容流通領導國家</p>
短期目標	<p>成為經濟成長主力 方法： 1 至2005年培育一萬家數位內容提供業者，並培育一千家具有出口潛力的數位內容製作公司。 2 至2005年數位內容產值排名世界前七名。</p>
發展方向	<p>1 開發具競爭力的數位內容高層技術，以搶佔市場。 2 提早建構數位內容產業基礎，促進數位化，將人力移轉數位產業。 3 積極鼓勵數位內容產業進軍國外市場。 4 建構適合高速網路基礎建設的優良數位內容，加速數位內容產業之發展。</p>

伍、結論與建議

一、電視普及政策：

日本對於有線電視業者無意願經營之偏遠地區，全由地方政府自行經營，該做法一方面達成資訊普及，又兼顧照顧民眾目的，韓國偏遠地區則多由RO (Relay Operators) 公司經營，而政府則輔導該等公司成為系統經營者 (SO)。

我國多高山，部分偏遠山區因電波干擾無法收視無線廣播電視訊號，有線廣播電視法雖規定無正當理由不得拒絕該地區民眾請求付費收視有線電視，惟確實有部分地區受限於地形因素，使有線電視纜線無法鋪設，而造成該等地區電視資訊貧瘠之情形，目前我國政府對於改善收視不良之作法，係專案委託學家對可能收視不良之地區全面實地普查，經查證屬實後，則視實際狀況以興建轉播站或裝置直播衛星設備來改善該地區收視電視節目狀況，前項經費由原住民族委員會及本局共同負擔。

雖有線電視經營區設置有免查驗區，惟系統經營者亦應負有傳送電視節目予該地區之義務，所以建議為促進有線廣播電視事業之發展所設置之「有線廣播電視事業發展基金」，應編制大量預算以為現況調查及改善收視不良救助之經費，協助政府改善偏遠地區收視不良狀況。

二、跨業經營政策

科技進步使有線電視纜線除傳送電視訊號外，尚有多餘頻寬可以裝載其他資訊，且有線電視纜線深入訂戶家中，已突破固網業者「最後一哩」建設之瓶頸，如善加利用此纜線，不僅可以滿足訂戶多元服務需求，更可以創造無線商機。

日本及韓國皆已開放有線電視及電信業務跨業經營，日本並制定「電氣通信役務利用放送法」規範業者之跨業經營，目前已有部分電信業者提供電視節目服務；韓國雖未特別立法，但亦由專責機構—情報通訊部負責統籌管理事宜，以致其系統經營者均兼營寬頻上網業務，且該項收入已達總營收之半。本局業於九十一年十二月三十日公告「固定通信綜合網路業務經營者跨業經營有線廣播電視業務經營地區及相關事項」允許固

網業者跨業經營有線電視業務，並已有中華電信公司提出營運申請案，惟主管電信業務之交通部尚無法協調中華電信公司釋放門號、降低通話轉介費用、及以成本價格出租「市內用戶迴路」等問題，使有線電視業者仍無法跨足「固定通信綜合網路業務」，造成不平等現象，建議儘早成立統合各相關單位之「通訊傳播委員會」，消除原有部會之隔閡，並可解決日後產業轉型及互跨市場所產生之複雜行政管理問題。

三、經營區劃分政策

日本自1977年起取消有線電視經營區限制，韓國則劃分為七十七個經營區，原限制一區一家系統經營者，已改為一區兩家，同一家系統業者不可兼營三個以上經營區之原則，是以該二國原則均已放寬限制使系統業者自由競爭，並以市場力量達到自然淘汰之目的，該二國業者尚無因取消經營區限制而發生惡性競爭之情形，其原因為日本傳播媒介相當發達、韓國無線廣播電視台受到廣大喜愛，民眾有替代性媒體可使用，故取消經營區限制不僅可使有線電視業者達到經濟規模外，更可使該產業因市場機制而達到平衡狀態。

現今我國有線電視經營區劃化為四十七區，且規定不可跨區經營，使各個業者均未達到營運之經濟規模，故產生市場自然整併現象，而形成一區一家情形，造成消費者無選擇餘地。

為增加有線電視產業競爭力，除擴大經營區，使多家系統經營者於同經營區自由競爭外，另為防止財團業者私下達成經營區劃分協議而造成市場假平衡現象，尚須引進替代性媒體如中華電信之MOD服務，方能徹底解決一區一家問題。

四、數位化政策

資訊化及網路化的風潮已席捲全球，各國政府及業者無不積極推動佈建有線寬頻網路與無線通訊網路，以提供更快、更穩定的資訊傳輸服務，以建置成資訊通訊環境先進國家，在設備與網路環境逐漸成熟時，同時必須透過資訊科技的數位化技術，將傳統「資訊內容」進行加值，並轉製成數位形式，經由有線或無線寬頻通訊網路之快速傳播，才能發揮其價值，因此數位內容成為各國政府與業者的重點發展項目。

根據估計至2004年全球數位內容市場規模將達2228億美元，因此日本政府與韓國政府分別計畫投入4000億日幣（折合新臺幣1.186億）及6100億韓圜（折合新臺幣178億）進行數位內容產業的推動與發展，並從基礎建設開始到技術平台及產業培育等均納入推動計畫之考量，且積極執行開發數位技術、推動新興數位內容國際標準、建構可回收投資於數位內容資金的制度保障投資者、培育數位內容人才、提供數位內容產業資訊、加強數位資訊流通、配合數位內容產業修正法令、設置數位內容製作支援中心、進軍海外市場等政策，企圖成為全球數位技術的核心國家。

我國行政院「挑戰2008—國家發展重點計畫」中列有「數位台灣計畫」，採取策略包含基礎環境、產業發展與應用，目標為六年內六百萬戶寬頻到家，打造台灣成為亞洲最E化的國家，目前全國有線電視網路鋪設均已完成，家戶佈線涵蓋率達百分之九十五，為達成前述計畫之利器，雖然目前已有中嘉集團、東森集團、台灣寬頻等集團已開始規劃發展數位化，惟相關政策的不確定性如：數位訊號傳輸標準仍未定案、機上盒無設立標準難以流通、跨業經營電信事業不平等性等等因素，均造成有線電視數位產業推動之障礙，所以目前應先確立相關標準與政策，解決傳播與電信產業互跨之不平等問題，另須積極修法以配合數位化時代需求，並訂出輔導業者數位化之完善計畫，由目前被動接受業者數位化地位，轉為引領業者邁向新數位世界的導航者。

陸、心得

從日本成田機場搭車至下塌旅館，一路並無聽見任何汽車喇叭聲響，搭乘日本地下鐵路時，只見每個乘客不是看書就是操作手機收取資訊，足見日本人民遵守秩序及汲汲營求知識的性格，訪問日本JCVT公司時，發現該公司具有二十四小時之同步翻譯CNN新聞之節目，新聞節目已是如此，其他科技書本及新知雜誌想必亦是快速翻譯以日文形式呈現，日本人民此種遵守秩序及汲汲營求知識的性格，亦難怪日本可以長處世界科技翹楚地位。

韓國政府對於數位化相當有衝勁，除大膽快速決定採用較少數國家使用之Open Cable數位傳輸標準，使業者有所遵循及發展相關產業外，並積極利用各種活動如世界盃足球賽等推廣數位化觀念，輔導業者推出平價數位電視降低民眾購買門檻等完善輔導政策，將使該國數位產業蒸蒸日上。

全球經濟自2000年下半年起快速崩跌，並持續不景氣至今，使國內失業率節節上升，如何扭轉我國電子資訊硬體產業代工地位及創造就業市場為最重要的課題，目前數位內容產業正蓬勃發展，我國數位基礎建設亦達成熟階段，可以參考日本與韓國經驗，將台灣建構成「亞太地區數位內容設計、開發與製作中樞」，不僅可以解決產業轉型問題，更可以創造數位市場無限商機，使我國於全球數位內容產業中扮演舉足輕重之角色。

柒、參考書目：

- 一、 Korean Cable TV Industry : Current Status and Outlook／
Korean Cable Television Association
- 二、 2002年01月 網路通訊 解構Cable產業三大標準 蔡品
再、林盈達
- 三、 2002年09月 網路通訊 由廣播邁向互動的數位電視
吳正達
- 四、 2002年10月 網路通訊 哈韓風追根究底韓國數位內容
計畫領先行 陳立昕
- 五、 2002年10月 網路通訊 桃太郎力挺數位內容e-Japan護
航 胡迪福
- 六、 2002年11月 網路通訊 他山之石－美國、日本的光纖
到家市場 林山霖
- 七、 2002年11月 網路通訊 兩兆雙星產業數位內容商機無
線 翁正修
- 八、 2003年01月 網路通訊 決戰寬頻網路設備市場 張家
瑜

八、附錄：日本「電氣通信役務利用放送法」

電気通信役務利用放送法

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 登録（第三条—第十条）
- 第三章 業務（第十一条—第十五条）
- 第四章 雜則（第十六条—第二十四条）
- 第五章 罰則（第二十五条—第二十九条）

附則

- 第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、電気通信役務利用放送の業務の運営を適正なものとすることにより、電気通信役務利用放送の受信者の利益を保護するとともに、電気通信役務利用放送の健全な発達を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「電気通信役務利用放送」とは、公衆によつて直接受信されることを目的とする電気通信の送信であつて、その全部又は一部を電気通信事業を営む者が提供する電気通信役務を利用して行うものをいう。

2 この法律において「電気通信役務利用放送設備」とは、電気通信役務利用放送の用に供される電気通信設備をいう。

3 この法律において「電気通信役務利用放送事業者」とは、次条第一項の登録を受けた者をいう。

4 この法律において「電気通信」、「電気通信設備」、「電気通信役務」又は「電気通信事業」とは、それぞれ電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号から第四号までに規定する電気通信、電気通信設備、電気通信役務又は電気通信事業をいう。

第二章 登録

(登録)

第三条 電気通信役務利用放送の業務を行おうとする者は、総務大臣の登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書

を総務大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 総務省令で定める電気通信役務利用放送の種類

三 電気通信役務利用放送設備の概要

四 業務区域

3 前項の申請書には、事業計画書その他総務省令で定める書類を添付しなければならない。

(登録の実施)

第四条 総務大臣は、前条第一項の登録の申請があつた場合においては、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事項を電気通信役務利用放送事業者登録簿に登録しなければならない。

- 一 前条第二項各号に掲げる事項
- 二 登録年月日及び登録番号

2 総務大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならな

い。

(登録の拒否)

第五条 総務大臣は、第三条第二項の申請書を提出した者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は当該申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事項の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- 一 この法律、電波法（昭和二十五年法律第二百三十一号）、放送法（昭和二十五年法律第二百三十二号）、有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律（昭和二十六年法律第二百三十五号）、有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）又は有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第二百十四号）の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
- 二 第九条第一項の規定により登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者
- 三 法人であつて、その役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの
- 四 電気通信役務利用放送の業務を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有しない者

- 五 総務省令で定める技術基準に適合する電気通信役務利用放送設備を権原に基づいて利用できない者、
- 六 電気通信役務利用放送ができるだけ多くの者によつて行われるようにするためのものとして総務省令で定める基準に合致しない者

2 総務大臣は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

(変更登録等)

- 第六条 電気通信役務利用放送事業者は、第三条第二項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、総務大臣の変更登録を受けなければならない。ただし、総務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。
- 2 前項の変更登録を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。
 - 3 第三条第三項、第四条及び前条の規定は、第一項の変更登録について準用する。この場合において、第四条第一項中「次に掲げる事項」とあるのは「変更に係る事項」と、前条第一項中「第三条第二項の申請

書を提出した者が次の各号」とあるのは「変更登録に係る申請書を提出した者が次の各号（第一号を除く。）」と読み替えるものとする。

4 電気通信役務利用放送事業者は、第三条第二項第一号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。その届出があつた場合には、総務大臣は、遅滞なく、当該登録を変更するものとする。

（承継）

第七条 電気通信役務利用放送事業者が電気通信役務利用放送の業務を行う事業の全部を譲渡し、又は電気通信役務利用放送事業者について相続、合併若しくは分割（電気通信役務利用放送の業務を行う事業の全部を承継させるものに限る。）があつたときは、当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の協議により電気通信役務利用放送の業務を行う事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者。以下この項において同じ。）、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人は、当該電気通信役務利用放送事業者の地位を承継する。ただし、当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併

により設立された法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人が第五条第一項第一号から第三号まで又は第六号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

2 前項の規定により電気通信役務利用放送事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

3 前条第四項後段の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(業務の廃止等の届出)

第八条 電気通信役務利用放送事業者は、電気通信役務利用放送の業務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

2 電気通信役務利用放送事業者たる法人が合併以外の事由により解散したときは、その清算人（解散が破産による場合にあつては、破産管財人）は、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

(登録の取消し)

第九条 総務大臣は、電気通信役務利用放送事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第三条第一項の登録を取り消すことができる。

一 第五条第一項第一号又は第三号のいずれかに該当するに至つたとき。

二 電気通信役務利用放送事業者が第十六条第三項の規定による命令による命令に違反した場合において、電気通信

役務利用放送の受信者の利益を阻害すると認めるとき。

三 正当な理由がないのに、登録を受けてから一年以内に電気通信役務利用放送の業務を開始せず、又は

一年を超えて引き続き電気通信役務利用放送の業務を休止したとき。

四 不正の手段により第三条第一項の登録又は第六条第一項の変更登録を受けたとき。

2 第五条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(登録の抹消)

第十条 総務大臣は、第八条第一項若しくは第二項の規定による届出があつたとき、又は前条第一項の規定による登録の取消しをしたときは、当該電気通信役務利用放送事業者の登録を抹消しなければならない。

第三章 業務

(設備の維持)

第十一條 電気通信役務利用放送事業者は、第三条第一項の登録に係る電気通信役務利用放送設備を第五条

第一項第五号の総務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。

(再送信)

第十二条 電気通信役務利用放送事業者は、他の電気通信役務利用放送事業者又は放送事業者（放送法第二条第三号の二に規定する放送事業者をいい、同条第三号の四に規定する受託放送事業者を除く。第十五条において同じ。）の同意を得なければ、その電気通信役務利用放送又は放送（同法第二条第一号に規定する放送をいい、委託して行わせるもの及び電波法第五条第五項に規定する受信障害対策中継放送をする無線局の免許を受けた者が受信して再送信するものを含む。第十五条において同じ。）を受信し、これらを再送信してはならない。

(有料の電気通信役務利用放送)

第十三条 電気通信役務利用放送事業者は、有料の電気通信役務利用放送の役務を提供しようとするときは、その国内の業務区域における料金その他の提供条件について契約約款を定め、その実施前に、総務大臣に届け出なければならない。当該契約約款を変更しようとするときも、同様とする。

2 有料の電気通信役務利用放送の役務を提供する電気通信役務利用放送事業者は、その国内の業務区域に

において、前項の規定により届け出た契約約款以外の提供条件により有料の電気通信役務利用放送の役務を提供してはならない。

(役務の提供義務)

第十四条 電気通信役務利用放送事業者は、正当な理由がなければ、その国内の業務区域における電気通信役務利用放送の役務の提供を拒んではならない。

(放送法の準用)

第十五条 放送法第三条、第三条の二（第二項を除く。）、第三条の三から第五条まで、第五十一条から第五十二条の三まで及び第五十二条の二十七の規定は、電気通信役務利用放送（他の電気通信役務利用放送事業者の電気通信役務利用放送又は放送事業者の放送を受信し、その内容に変更を加えないで同時にこれらを再送信するものを除く。）について準用する。この場合において、同法第三条の二（第二項を除く。）、第三条の三から第三条の五まで、第四条第一項及び第二項並びに第五条中「放送事業者」とあり、同法第五十二条の二から第五十二条の三までの規定中「一般放送事業者」とあり、並びに同法第五十二条の二十七中「委託放送事業者」とあるのは「電気通信役務利用放送事業者」と、同法

第四条中「放送設備」とあり、及び同法第五十二条中「設備」とあるのは「電気通信役務利用放送設備」と、同法第五十一条第一項中「一般放送事業者の審議機関は、委員七人（専ら多重放送を行う一般放送事業者の審議機関にあつては、総務省令で定める七人未満の員数）」とあるのは「電気通信役務利用放送事業者の審議機関は、委員七人」と、同条第三項中「一般放送事業者（受託内外放送を委託して行わせる委託放送事業者を除く。以下この項において同じ。）の放送局の放送区域（電波法第十四条第三項第三号の放送区域をいう。以下同じ。）又は委託して放送をさせる区域（以下この項において「放送区域等」という。）」とあり、及び「一般放送事業者の放送区域等」とあるのは「電気通信役務利用放送事業者の業務区域」と、「部分の放送区域等」とあるのは「部分の業務区域」と、「これらの一般放送事業者」とあるのは「これらの電気通信役務利用放送事業者」と、同法第五十二条中「放送事業者の」とあるのは「電気通信役務利用放送事業者の」と、同法第五十二条の二十七中「受託内外放送」とあるのは「国内及び外国において受信されることを目的とする電気通信役務利用放送」と、「放送対象地域」とあるのは「業務区域」と読み替えるものとする。

(改善命令等)

第十六条 総務大臣は、電気通信役務利用放送設備が第五条第一項第五号の総務省令で定める技術基準に適合していないと認めるときは、電気通信役務利用放送事業者に対し、当該技術基準に適合するよう当該

電気通信役務利用放送設備を改善すべきことを命ずることができる。

2 総務大臣は、第十三条第一項の規定により届け出た契約約款に定める提供条件がその電気通信役務利用放送事業者の国内の業務区域における受信者の利益を阻害していると認めるときは、電気通信役務利用放送事業者に対し、当該契約約款を変更すべきことを命ずることができる。

3 総務大臣は、電気通信役務利用放送事業者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、三月以内の期間を定めて、電気通信役務利用放送の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(報告及び検査)

第十七条 総務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、電気通信役務利用放送事業者に対し、電気通信役務利用放送設備の状況その他必要な事項の報告を求め、若しくはその職員に、電気通信役務利用放

送事業者が電気通信役務利用放送設備を設置する場所に立ち入り、電気通信役務利用放送設備を検査させ、又は政令で定めるところにより、電気通信役務利用放送事業者に対し、電気通信役務利用放送の業務の状況の報告を求めることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(電波監理審議会への諮詢)

第十八条 総務大臣は、次に掲げる事項については、電波監理審議会に諮詢しなければならない。

- 一 第五条第一項第五号若しくは第六号又は第二十二条第一項第二号若しくは第三号の総務省令の制定又是改廃

二 第九条第一項の規定による登録の取消し

三 第十六条第二項の規定による命令

2 前項第一号及び第三号に掲げる事項のうち、電波監理審議会が軽微なものと認めるものについては、總

務大臣は、電波監理審議会に諮問しないで措置をすることができる。

(意見の聴取)

第十九条 電波監理審議会は、前条第一項第一号及び第二号の規定により諮問を受けた場合には、意見の聴取を行わなければならない。

2 電波監理審議会は、前項の場合のほか、前条第一項第三号の規定により諮問を受けた場合において必要があると認めるときは、意見の聴取を行うことができる。

3 電波法第九十九条の十二第三項から第八項までの規定は、前二項の意見の聴取に準用する。

(勧告)

第二十条 電波監理審議会は、第十八条第一項各号に掲げる事項に関し、総務大臣に対し、必要な勧告をすることができる。

2 総務大臣は、前項の勧告を受けたときは、その内容を公表しなければならない。

(異議申立て及び訴訟)

第二十一条 電波法第七章及び第一百十五条の規定は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による総務

大臣の処分についての異議申立て及び訴訟に関し準用する。

(適用除外等)

第二十二条 この法律の規定は、次に掲げる電気通信役務利用放送については、適用しない。

一 有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律第二条に規定する有線ラジオ放送に該当する電気通信役務利用放送

二 有線テレビジョン放送法第二条第一項に規定する有線テレビジョン放送に該当する電気通信役務利用

放送であつて、その規模が総務省令で定める基準を超えない電気通信役務利用放送設備により行われるもの

三 その全部が電気通信事業法第九十条第一項第二号に規定する電気通信事業を営む者が提供する電気通信役務を利用して行われる電気通信役務利用放送その他その送信の技術及び役務の提供条件等からみて受信者の利益及び電気通信役務利用放送の健全な発達を阻害するおそれがないものとして総務省令で定める電気通信役務利用放送（前二号に該当するものを除く。）

2 前項の規定にかかわらず、第十五条において準用する放送法第三条の規定は、同項第三号に掲げる電気

通信役務利用放送についても適用する。

(総務省令への委任)

第二十三条 この法律に定めるもののほか、この法律を実施するため必要な事項は、総務省令で定める。

(経過措置)

第二十四条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃するときは、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第五章 罰則

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三条第一項の規定に違反して電気通信役務利用放送の業務を行つた者
- 二 第十六条第三項の規定による業務の停止の命令に違反した者

第二十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第六条第一項の規定に違反して第三条第二項第一号から第四号までに掲げる事項を変更した者

二 第十五条において準用する放送法第四条第一項の規定に違反した者

2 前項第一号の罪は、私事に係るときは、告訴がなければ公訴を提起することができない。

第二十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十三条第一項の規定による届出をした契約約款によらないで、国内において有料の電気通信役務利用放送の役務を提供した者

二 第十六条第二項の規定による命令に違反した者

三 第十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第二十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

2 前項の場合において、当該行為者に対しても告訴は、その法人又は人に対しても効力を生じ、その法人又は人に対しても効力を生ずるものとする。

第二十九条 第六条第四項、第七条第二項又は第八条第一項若しくは第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

ただし、第十八条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、公布の日から施行する。

（検討）

第二条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（電気通信役務利用放送に係る経過措置）

第三条 この法律の施行の際現に電気通信役務利用放送（第二十二条第一項各号に掲げるものを除く。以下

この項及び次条第一項において同じ。）の業務を行っている者（次条第一項に規定する者を除く。）は、

この法律の施行の日から六月間（当該期間内に第五条第一項の規定による登録の拒否の処分があつたときは、その日までの間）は、第三条第一項の規定にかかわらず、引き続き当該電気通信役務利用放送の業務を行うことができる。その者がその期間内に同項の登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

- 2 前項に規定する者が第三条第一項の登録を受けた場合における第十三条第一項の規定の適用については、同項中「その実施前に」とあるのは、「第三条第一項の登録後遅滞なく」とする。

第四条 この法律の施行の際現に附則第八条の規定による改正前の有線テレビジョン放送法（以下この条において「旧有線テレビジョン放送法」という。）第十二条の規定による届出に係る有線テレビジョン放送（電気通信役務利用放送に該当するものに限る。）の業務を行つてゐる者は、この法律の施行の日から三年間（当該期間内に第三条第一項の登録又は第五条第一項の規定による登録の拒否の処分があつたときは、その日までの間）は、第三条第一項の規定にかかわらず、引き続き当該有線テレビジョン放送の業務を行うことができる。その者がその期間内に同項の登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

- 2 前項の規定により引き続き当該有線テレビジョン放送の業務を行うことができる場合においては、同項に規定する者については、附則第八条の規定による改正後の有線テレビジョン放送法第三十一条の規定にかかわらず、同法の規定を適用する。

- 3 第一項に規定する者は、旧有線テレビジョン放送法第十二条の規定により届け出た事項を変更しようとするとときは、総務省令で定める場合を除き、同項の規定にかかわらず、第三条第一項の登録を受けなければならない。

- 4 第一項に規定する者であつて旧有線テレビジョン放送法第十三条第二項に規定する同意を得ているものが第三条第一項の登録を受けたときは、当該同意は、第十二条に規定する同意とみなす。

- 5 前条第二項の規定は、第一項に規定する者について準用する。

(電波法の一部改正)

第五条 電波法の一部を次のように改正する。

第五条第四項中「無線局」の下に「電気通信業務を行うことを目的とするもの、」を加え、「一に」を「いずれかに」に改める。

務利用放送事業者」を加える。

第二十七条第五項中「除く。」の下に「、電気通信役務利用放送事業者」を加える。

第三十条第二項中「除く。」の下に「及び電気通信役務利用放送事業」を加える。

第五十二条の十二第一項中「各号に」を「各号のいずれにも」に改め、同項第五号ホ中「この法律」の下に「又は電気通信役務利用放送法」を加える。

第五十三条の九の二中「第五十二条の四第一項及び第三項」を「第五十二条の四第一項、第四項及び第七項」に改め、同条を第五十三条の九の三とし、第五十三条の九の次に次の一条を加える。

（適用除外）

第五十三条の九の二 この法律の規定は、電気通信役務利用放送に該当する放送については、適用しない。
（有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律の一部改正）

第七条 有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律の一部を次のように改正する。

第五条中「、同意を得なければ」を削り、「以外のもの」の下に「及び電気通信役務利用放送法（平成十三年法律第 号）第二条第三項に規定する電気通信役務利用放送事業者」を加え、「ラジオ放送（

第六条第二項中「放送をする無線局」の下に「（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。第七項第四号、次条第二項第二号及び第四号並びに第三項、第十四条第三項並びに第十七条第一項において同じ。）」を加える。

第七条第一項中「各号に」を「各号のいずれにも」に改め、同項第三号中「放送をするもの」を「放送をする無線局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）」に改める。

第二十六条第二項及び第五十二条中「放送をする無線局」の下に「（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）」を加える。

第九十九条の二中「電波及び放送」を「電波、放送」に改め、「第九十九条の十二第二項、」を削り、「同じ。」の下に「及び電気通信役務利用放送法（平成十三年法律第 号）第二条第一項に規定する電気通信役務利用放送」を加え、「及び放送法」を「、放送法及び電気通信役務利用放送法」に改める。

第九十九条の三第三項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第三号中「放送事業者」の下に「、電気通信役務利用放送法第二条第三項に規定する電気通信役務利用放送事業者」を加える。

第九十九条の十四第二項中「及び有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律第九条」を「、有線ラ

ジオ放送業務の運用の規正に関する法律第九条及び電気通信役務利用放送法第二十一条」に、「若しくは放送法第五十三条の十一」を「、放送法第五十三条の十一若しくは電気通信役務利用放送法第十九条」に改める。

第一百三条の二第一項の表六の項中「掲げる無線局」の下に「並びに電気通信業務を行うことを目的とする無線局」を加える。

(放送法の一部改正)

第六条 放送法の一部を次のように改正する。

第六条中「、同意を得なければ」を削り、「の放送」を「又は電気通信役務利用放送事業者（電気通信役務利用放送法（平成十三年法律第 号）第二条第三項に規定する電気通信役務利用放送事業者をいう。以下同じ。）の同意を得なければ、その放送」に、「を受信して、その再放送を」を「又は電気通信役務利用放送（同条第一項に規定する電気通信役務利用放送をいう。以下同じ。）を受信し、これらを再放送」に改める。

第十六条第四項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第六号中「除く。」の下に「、電気通信役

」を「同意を得なければ、そのラジオ放送（）に改める。

（有線テレビジョン放送法の一部改正）

第八条 有線テレビジョン放送法の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「行なう」を「行う」に改め、「その他放送」の下に「及び電気通信役務利用放送（電気通信役務利用放送法（平成十三年法律第 号）第二条第一項に規定する電気通信役務利用放送をいう。以下同じ。）」を加える。

第十三条第二項中「の同意」を「又は電気通信役務利用放送事業者（電気通信役務利用放送法第二条第三項に規定する電気通信役務利用放送事業者をいう。以下この条において同じ。）の同意」に、「そのテレビジョン放送又は」を「そのテレビジョン放送若しくは」に、「を受信し、これ」を「又は電気通信役務利用放送を受信し、これら」に改め、同条第三項中「、放送事業者」の下に「又は電気通信役務利用放送事業者」を加え、同条第四項中「放送事業者」の下に「又は電気通信役務利用放送事業者」を加え、同条第五項中「放送事業者」の下に「又は電気通信役務利用放送事業者」を加え、「又はテレビジョン多重放送」を「若しくはテレビジョン多重放送又は電気通信役務利用放送」に改め、同条第六項中「又はテレ

「ビジョン多重放送」を「若しくはテレビジョン多重放送又は電気通信役務利用放送」に改める。

第三十一条第四号中「前二号」を「前各号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号中「行なわれる」を「行われる」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号中「行なわれる」を「行われる」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号中「行なわれる」を「行われる」に改め、同号を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

- 一 電気通信役務利用放送（電気通信役務利用放送法第二十二条第一項第二号に掲げるものを除く。）に該当する有線テレビジョン放送

（公職選挙法の一部改正）

第九条 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第一百五十二条第一項中「若しくは有線ラジオ放送」を「、有線ラジオ放送」に改め、「業務を行う者」の下に「若しくは電気通信役務利用放送（電気通信役務利用放送法（平成十三年法律第 号）第二条第一項の電気通信役務利用放送をいう。次項において同じ。）の業務を行う者」を加え、同条第二項中「若しくは有線ラジオ放送」を「、有線ラジオ放送の業務を行う者若しくは電気通信役務利用放送」に改め

る。

(罰則に関する経過措置)

第十条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(登録免許税法の一部改正)

第十一条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第四十八号の次に次のように加える。

四十八の二 電気通信役務利用放送事業者の登録

電気通信役務利用放送法（平成十三年法律第 号）第三条第 一項（登録）の電気通信役務利用放送事業者の登録	登録件数	一件につき十五万円
--	------	-----------

(総務省設置法の一部改正)

第十二条 総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第二十条中「及び有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律（昭和二十六年法律第二百三十五号）」

を「、有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律（昭和二十六年法律第二百三十五号）及び電気通信役

務利用放送法（平成十三年法律第

号）」に改める。